介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係

介護保険で福祉用具を借りる・買う

在宅で介護を受ける方へのサービスで、身体状況に合わせた「福祉用具貸与」「特定福祉用具購入」があります。ぜひ、ケアマネージャーと相談して利用してください。

福祉用具の貸与（借りる）

月々の利用限度額の範囲内で、利用することができます。ケアプラン作成時にケアマネージャーとよく相談し、ご利用ください。実際にかかった費用の１割が自己負担となります。なお、用具の種類、事業者によって貸出料金は異なります。

◀ 介護保険対象となる福祉用具貸与の種目 ▶

①車いす　②車いす付属品（クッション、電動補助装置等）③特殊寝台　④特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、スライディングボード等）⑤床ずれ防止用具　⑥体位変換器（起き上がり補助装置を含む）⑦手すり　⑧スロープ　⑨歩行器　⑩歩行補助つえ（松葉づえ、多点つえ等）⑪認知症老人徘徊感知器（離床センサーを含む）⑫移動用リフト（立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む）

平成21年度から「起き上がり補助装置」「離床センサー」「階段移動用リフト」の３品目が新たに追加されました。

※要支援１・２の方と、要介護１の方は、①～⑥、⑪、⑫の品目は、原則として利用が認められません。

特定福祉用具の購入（買う）

年間（毎年４月１日から１年間）の福祉用具購入は10万円が限度で、その１割が自己負担になります。いったん全額を支払い、申請をしてから９割部分が戻ってくるしくみになっています。
指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんので、担当のケアマネージャーに必ず確認をしてください。

▶特定福祉用具購入費支給までの流れ

①相談・検討　担当のケアマネージャーと相談し、自分の身体に適したものを選びましょう。
②指定業者で購入　代金支払時に「購入者氏名」「用具名」の明記された領収証と、用具を特定できるパンフレットや取扱説明書等（コピー可）をもらってください。
③役場福祉介護課へ申請　役場福祉介護課で申請をしてください。
《申請に必要なもの》申請書（必要な理由や振込先の口座番号等を記入して、請求者氏名の印鑑を押してください。）、領収証（原本を提出）、用具を特定できるパンフレットや取扱説明書等の写し
④購入費の支給　審査後（概ね２カ月後）に購入費用の９割がご指定の口座に振り込まれます。

◀ 介護保険対象となる特定福祉用具購入の種目 ▶

①腰掛便座　②特殊尿器（自動排泄処理装置を含む）③入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等）④簡易浴槽　⑤移動用リフトのつり具部分

平成21年度から「自動排泄処理装置」「入浴用介助ベルト」の２品目が新たに追加されました。

福祉用具を使用している際に、誤った使用方法による事故が発生しています。
必ず、正しい使い方をしましょう。